

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の改訂にみる 今後の特別支援教育・障害児保育の在り方

國 本 真 吾

Shingo KUNIMOTO : Future Directions for Special Support Education, Child Care for Children with Special Needs in Accordance with Revisions of "The Course of Study for Kindergarten" and "The Guidelines for Day Care Center"

2008年3月、新たな幼稚園教育要領と保育所保育指針が告示された。障害のある子どもの教育・保育は特別支援教育の本格実施の中、これまで以上に重要性が増しているが、新たな幼稚園教育要領・保育所保育指針でのその点がどのように汲みいれられたかを本稿では検討した。また、今般の改訂を踏まえ、今後の幼稚園・保育所における障害のある子どもへの支援の在り方をどのように考えるか、いくつかの論点を導き出し課題として提示した。

キーワード：障害児保育 特別ニーズ保育 特別支援教育 幼稚園教育要領 保育所保育指針

はじめに

2008年3月28日、文部科学省は新たな「幼稚園教育要領」を「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」とともに大臣告示した。また、同日に厚生労働省も新たな「保育所保育指針」を大臣告示した¹⁾。いずれも、2009年4月1日からの適用実施が予定されている。

他方、2007年4月1日からの改正学校教育法の施行により、従来の「特殊教育」が「特別支援教育」の語に改まった。LD(学習障害, Learning Disability)・ADHD(注意欠陥多動性障害, Attention Deficit Hyper-activity Disorder)・高機能自閉症等といった「発達障害」を、従来の「特殊教育」の対象に加えて新たに含めた「特別支援教育」は、幼稚園から高等学校にわたる教育機関での実施を強調している²⁾。

今回の幼稚園教育要領と保育所保育指針は、現行

のものが策定されてからの8~9年の間、子どもを取り巻く環境の変化や子どもの育ちに関わる様々な問題意識、そして教育基本法の改正に代表されるような動きなどを踏まえた改訂が背景にある。

そこで、本稿では幼稚園での「特別支援教育」の制度実施を念頭に置きながら、幼稚園教育要領・保育所保育指針における障害のある子どもの教育・保育に関する記述の変化を読み解き、今後の幼稚園・保育所における特別支援教育・障害児保育について展望するものとする。

1. 新旧の幼稚園教育要領・保育所保育指針の記述比較

(1) 幼稚園教育要領

1998年12月に告示された幼稚園教育要領（以下、旧要領）と、2008年3月に告示された幼稚園教育要領（以下、新要領）において、障害のある子どもの指導に関わった記述を抜き出したものが、表1であ

表1 幼稚園教育要領における「障害のある子ども」に関する記述の新旧対照

新：2008年3月告示	旧：1998年12月告示
<p>第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>2 特に留意する事項</p> <p>(2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</p> <p>(3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。</p>	<p>第3章 指導計画作成上の留意事項</p> <p>2 特に留意する事項</p> <p>(2) 障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること。</p> <p>(3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、盲学校、聾学校、養護学校等の障害のある幼児との交流の機会を積極的に設けるよう配慮すること。</p>

る。

旧要領では「第3章 指導計画作成上の留意事項」の「2 特に留意する事項」の中で、新要領では「第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」の同じく「2 特に留意する事項」の中で触れられている。新要領における位置づけに大きな変化はないが、その中で述べられていることは単なる語句の修正レベルではない。旧要領での障害児に関する記述は、(2)が幼稚園における障害児に対する指導の方針、(3)が盲・聾・養護学校との交流教育の必要性である。厳密には、(3)は幼稚園に在籍する障害児を含めたすべての子どもと、盲・聾・養護学校に在籍する障害児との交流であり、(2)とは対象となる子どもの範囲が異なる。

新要領において、(2)(3)ともに「特別支援教育」の発想が大きく取り入れられ、特に(2)の指導に関わる内容は旧要領とは一線を画する内容となっている。「集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していく」という、集団生活の中での幼稚園における障害児の指導の在り方については新旧で相違ない。しかし、旧要領で「家庭及び専門機関」と表現された連携の相手は、新要領で「特別支援学校」と「医療、福祉などの業務を行う関係機関」というように、関連分野との連携を強調する特別支援教育の

在り方が反映された、具体的な表現となった。中でも、新要領での「支援のための計画を個別に作成」というのは、前段の「関係機関と連携した」とあるように「個別の（教育）支援計画」を指していることが分かる³⁾。

そして一番大きな点は、新要領での「個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」という箇所である。旧要領にはない「計画的、組織的」という文言は、担任教諭（もしくは加配教諭）一人で障害児の指導を抱え込むことなく、園内全体を挙げて指導に取り組むことを求めていることになる。この点に関して、文部科学省の解説書では「例えば、園内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど、幼稚園の教職員全体の協力体制をつくりながら、計画的、組織的に取り組むことが重要である」と述べているが、幼稚園における特別支援教育体制の構築が今後の鍵となろう⁴⁾。

注意しておきたいのは、旧要領で「障害の種類、程度に応じて」とされた箇所が、新要領では「個々の幼児の障害の状態などに応じた」となっている点である。つまり、障害の「種類」と「程度」が「状態など」と包括的に表現はされているが、「種類」と「程度」に応じた障害児の指導の在り方からの転

換を示したものである。新要領の検討を行った中央教育審議会の専門部会の主査を務めた無藤隆によれば、「『障害のある』とは広い意味であり、保育上の集団的な対応が難しい子どもたちを含めていく」と、いわゆる発達の気になる子どももその対象とされる⁵⁾。幼児期の段階で明確に障害の診断を有する子どもに比して、発達障害はその疑いやそれ以後に医師による診断がつくことが多いため、「種類」「程度」に応ずる指導は、従来の特殊教育が対象とした障害児の範疇に留まらざるを得ない。そのような意味からも、新要領が「障害の状態に応じた」とした点は、診断を有する障害児だけでなく対象を拡大する意味合いからも評価は出来る。しかし、「個々の幼児の障害の状態などに応じた」ということは、特別支援教育が「子ども一人一人の教育的ニーズにこたえます」⁶⁾と標榜していることを踏まえれば、個への注目はあっても、従来の障害による対応に結果として矮小化する可能性がある⁷⁾。以上のことから、特別支援教育が掲げた「一人一人の教育的ニーズに応じる」という理念を、新要領では十分に具現化出来ていないことが理解される。

(3)は、先に述べたように旧要領が交流教育の必要性を示したのに対し、新要領では「活動を共にする機会」と「共同学習」の必要性に転換している。文部科学省自身は、「交流及び共同学習ガイド」を示し、新たな小学校・中学校の学習指導要領においても「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習」について述べており、幼稚園の新要領のみが「交流」の文言が消失している⁸⁾。この点は、文部科学省の解説書でも、該当事項の解説に「交流」の文字は出ておらず、「活動を共にする機会」に交流の活動を含みうるのかが明確ではない⁹⁾。解説書では、かろうじて「幼稚園の幼児が幼稚園内外の障害のある幼児や児童などと触れ合うことができるよう配慮することも大切」と述べており、交流の意味合いでも読み取ることが可能ではある。しかし、文部科学省が「交流及び共同学習ガイド」において、「『交流及び共同学習』とは、このように両方の側面が一体としてあ

ることをより明確に表したものです。また、この二つの側面は分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります」としているように、新要領での「交流」の文言の消失は、今後の論点になろう。

(2) 保育所保育指針

1999年10月、旧厚生省児童・家庭局長通知の形で発せられた保育所保育指針（以下、旧指針）と、2008年3月に初めて大臣告示された保育所保育指針（以下、新指針）において、障害のある子どもの指導に関わった記述を抜き出したものが、表2である。

新指針では旧指針に比べて章構成が大幅に異なっているため、単純に新旧の記述を比較することは適切ではない面がある。よって、その点に注意を払いつつ障害のある子どもの指導に関わる記述を見てみよう。

旧指針では、「第11章 保育の計画作成上の留意事項」中の「9 障害のある子どもの保育」で述べられたことが、新指針では「第4章 保育の計画及び評価」中の「1 保育の計画／(3)指導計画の作成上、特に留意すべき事項」において「ウ 障害のある子どもの保育」として改められたと理解できる。まず、障害児への指導の在り方に關しては、旧指針と新指針では「他の子どもとの生活を通して」という点では共通している。幼稚園教育要領は「集団の中で」という表現であり若干の相違が見られるが、「集団保育」を条件としてきた障害児保育制度においては、同意義の内容と理解できよう¹⁰⁾。しかし、旧指針で「両者が共に健全な発達が図られるように」という集団保育の理念は、新指針で「障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう」と、「発達」ではなく「成長」を期待した内容へと微妙に変化している。また、新たな幼稚園教育要領と同じく、「個別の（教育）支援計画」の作成及び活用を意味する、「支援のための計画を個別に作成する」ことが示されたことは大きな特徴である。厚生労働省の新指針に対する解説書によれば、「【個別の指導計画と支援計画】」と題した項を設け、

表2 保育所保育指針における「障害のある子ども」に関する記述の新旧対照

新：2008年3月告示	旧：1999年10月
第4章 保育の計画及び評価	第11章 保育の計画作成上の留意事項
1 保育の計画	9 障害のある子どもの保育
(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項 ウ 障害のある子どもの保育	
(ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。	障害のある子どもに対する保育については、一人一人の子どもの発達や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけて、適切な環境の下で他の子どもとの生活を通して、両者が共に健全な発達が図られるように努めること。
(イ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。	この際、保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては指導計画にとらわれず、柔軟に保育することや職員の連携体制の中で個別の関わりが十分とれるようにすること。また、家庭との連携を密にし、親の思いを受け止め、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切に対応すること。
(ウ) 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。	
(エ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。	
第6章 保護者に対する支援	第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など
2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援	1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応
(4) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。	<p>(1) 障害のある子どもの保育</p> <p>障害のある子どもの保育に当たっては、一人一人の障害の種類、程度に応じた保育ができるよう配慮し、家庭、主治医や専門機関との連携を密にするとともに、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切に対応する。</p> <p>また、地域の障害のある子どもを受け入れる教育機関等との連携を図り、教育相談や助言を得たり、障害のある児童との交流の機会を設けるよう配慮する。なお、他の子どもや保護者に対して、障害に関する正しい認識ができるように指導する。</p> <p>さらに、保育所に入所している障害のある子どものために必要とされる場合には、障害児通園施設などの通所について考慮し、両者の適切な連携を図る。</p>

「必要に応じて個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけておくことが大切です」としている¹¹⁾。

旧指針では、「第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など」中で触れられた部分が、新指針では「第6章 保護者に対する支援」に該当す

ると思われる。旧指針では、専門機関等との連携・助言、交流機会の設定、他の保護者に対する障害理解、障害児通園施設との併行通園に関する連携、といった内容が盛り込まれていた。しかし、新指針では「関係機関との連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援」という内容のみとなっている。

旧指針では、「他の子どもや保護者に対して、障害に関する正しい認識ができるように指導」との記述は、新指針では明確にはされてはいないが、新指針解説書では「他の子どもや保護者に対して、障害に対する正しい知識や認識ができるように支援する必要があります」と、解説レベルで述べている¹²⁾。このように、新指針は単に後退したのではなく、前述の通り新旧指針の章構成の変化によるものであり、解説書を含めて読みこなさなければ、正確にその内容を理解することは容易ではない。とは言え、旧指針で示された、交流機会の設定と障害児通園施設との併行通園に関する連携は、新指針においては解説書を含めても消失しているのは確かである¹³⁾。先の新たな幼稚園教育要領と比較すれば、新要領が「特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう」としているので、新

指針のみが外部機関に通う障害のある子どもの交流機会を述べていないことが分かるだろう。

2. 改訂作業過程における障害児保育に関する意見

次に、幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂に向けた文部科学省、厚生労働省の部会・検討会における議論において、障害のある子どもに関する意見がどのように展開されたかを見てみよう。

(1) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会幼稚園教育専門部会での意見

新要領の改訂に向けて、中央教育審議会初等中等教育分科会の教育課程部会幼稚園教育専門部会にて議論が重ねられた。2005年10月19日に開催された第

表3 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会 幼稚園教育専門部会における「障害児」に関する発言

回	開催日	発言内容など	出典
第1回	2005/10/19	○障害児の問題は各幼稚園で抱えている大きな問題であるので検討していただきたい。 ○障害児の対応も重要であるが、判定など幼稚園現場では対応しきれていないのが現状である。地域に開かれた、センター的な役割を担う幼稚園の役割を考えていくうえで、子育て支援の視点からも障害児への支援の在り方も検討していく必要がある。	第2回 配布資料より
第2回	2006/1/24	なし	
第3回	2006/3/17	なし	
第4回	2006/6/5	○子育て支援は、①虐待や障害など特別な配慮を必要とする子ども、保護者への支援 ②子どもを預かる支援 ③親子の居場所交流型 ④行事型 ⑤訪問型 ⑥相談・助言型の6つぐらいに類型化できるのではないか。幼稚園はどのタイプに力を入れるのかを整理することが必要。	第5回 配布資料より
第5回	2006/6/30	なし	
第6回	2006/7/14	なし	
第7回	2006/8/16	?	
第8回	2006/8/28	?	
第9回 (第4期 第1回)	2007/7/20	<p>【小枝委員】 1番のところで思考力の芽生えを養うとか、相手の話を理解しようとする態度を養うとか書いてあるんですけども、それが育ちにくい子はどうしたらいいんだろうと思いつながらずっと話を聞いていました。そういったお子さんも幼稚園の中にいて、一緒に育んでいただきたいという思いがあります。具体的な文言ですと、個々の幼児の発達の配慮に関する内容というものが大きな2番のところ「」の下のところにございますが、発達特性とか、個々のお子さんの発達特性にはいろいろあるんだということを幼稚園の先生方に理解いただいて、そういった子に対する指導に特化した能力のある先生などを育てるといったような内容に変わっていくこと、今、小中学校を中心に特別支援教育が進んでいますが、幼稚園の中でも充実した内容ができていくのではないかと考えています。</p> <p>【赤石委員】 特別支援教育について幼稚園では本当にたくさんの幼児が公立でも入ってきている、私の幼稚園でも特別な支援を必要とするお子さんがたくさんいて、教員のほうの意識も少しずつ変わってきたので増えているとそれを感じるのかなとも思いますが、これに当たってはやっぱり幼稚園の中だけではなくて関連の施設との連携、支援体制づくりがすごく求められると思います。教員の資質の向上にも、現行では特に留意する事項のところに、(2)のところに3行で障害のある幼児の指導のことが書かれているんですが、これについてもっと書き込んでいく必要があるのではないか、支援体制の充実といふところをしっかりと書いて特別な支援を必要とするお子さんの個別の発達の実情に応じた援助を幼稚園の現場で極めていかなければいけないのではないかと強く思います。</p>	議事録 より

回	開催日	発言内容など	出典
		<p>【小田委員】 今、赤石先生がおっしゃったところを具体的にいうと、個別の指導計画を作成することと個別の教育支援計画を立てるということが幼稚園のほうではうまく伝わってなくて、個別の指導計画、一人一人に応じるということは非常に大切だということはわかっているんだけど、その子が将来に向かってどのように育っていくのかということを見通して今をどう育てるかということがわりとうまくいっていないわけですね。ですから赤石先生がおっしゃるように、その子を今どうするかという問題もあるけれども、その子がずっと育っていく、ずっと遅れながら育っていくわけだけれども、その子どもが育っていく過程の中で、今の幼児期にどのようなことが計画できるか、つまり将来を見通した中でどう立てるかということが非常に欠けていて、どちらかというと一人一人に応じるという刹那的になってしまふんですね。だから、そのあたりをもう少し詳しく今後は小枝先生を含めて専門家がいらっしゃるのでこういうところで議論をしながら、もう少し熟く書くべきではないかなと思っている。そのときに個別の指導計画と個別の教育支援計画とは違うということをしっかりと踏まえないと、障害にかかる子どもたちの問題、発達障害にかかるっては特にそうなんだけど、理解しにくいところがある。やりすぎてはいけないこともあるし、今をどうするのかというのと、将来の中の今というのはどういうことか。</p>	
		<p>【無藤主査】 ありがとうございます。今の点は特別支援教育の専門部会が別にあるわけで、そちらの議論と何らかのつながりをつけながら、教育要領ではどこまで書くかとか、あるいは別な場所に書くのかとか、いずれ吟味が要ると思います。</p>	
		<p>【杉原委員】 赤石委員が発言されたこととダブるんですけども、学芸大学附属幼稚園では発達障害を持った子どもを受け入れて、実際私も近くで見てまいりましたけれども、障害を持ったお子さんが普通のお子さんと一緒に保育される中で、非常に教育効果が上がっていくし、それから障害のないお子さんも障害のあるお子さんから影響を受けてすばらしい育ちをしていくというのを私も見てまいりましたけれども、学芸大学附属の幼稚園の場合は大学に専門の先生がおりまして、いつも連携をとりながらやっていったおかげもあると思うんですね。そういう意味では全ての幼稚園でそういうことを同じような形でやるのは非常に難しいかとは思いますが、幼稚園だけに任せてしまうのではなくて、専門家と連携をとりながら子どもたちを見ていくということをぜひ書き加えていく必要があるのではないかという印象を持っています。</p>	
		<p>【塙委員】 特別支援教育のほうに戻りますけれども、幼稚園は一人一人の子どもたちの個性、個人の成長・発達というのを受容的に受けとめて指導しようということが先生方の基本的な姿勢の中に強いと思うんですね。そういうことに隠れて、個々の幼児の発達特性を踏まえた上で適切な指導というのが行われているかどうかという見直しが必要だと思うんですが、特に特別な支援を必要とする幼児に対する専門的な、幼稚園として何をすべきかというような研修やその他の専門性みたいなものも私は不十分ではないかなと。そういうことを別のところで補充するとしても、個々の幼児の発達特性を踏まえた上で、私たちは全部一人一人を受けとめてというふうに先ほど小田委員がおっしゃっていましたけれども、そういうところに陥りやすい。それは本当に子どもたちに適切な指導を行われているかどうかの検討を鈍らせるということになると思うんです。そういう意味でもう少し書き込む必要があるかなと思っています。</p>	
		<p>【渡邊委員】 特別支援教育のことに関しては、まだすごく難しい部分がいっぱいあるなど、自分の園で障害のある子たちとかかわっていて思っています。1つは幼稚園関係者が結構いうのは、ボーダーの子が多くなってきて、特別な支援が必要な子だとわかればいいんですけど、わからない限り、それから親が認めない限りは進みようがないんです。療育センターか何かで、あなたはこうですよといった限りに補助金がおりてくるんですけども、それで体制が組めるんですけども、結構どうしていいかわからない子たちが増えてくるというところでは、そこに対して親のフォローも難しくて、療育センターで診断を受けるには半年ぐらい待たされるとかという話も出てきたりとか、受けたからといってそれを親が認めるかという話とか、周りのお母さんたちがあの子がいるからうちの子は面倒見てもらえないみたいな、そういう冷たさもあったりとかすると、特別支援教育の範疇に入るお子さんたちや親御さんは苦しんでいます。小学校に入学するときにも特別支援学校に行くか、小学校の特別支援学級に行くか、普通の学級に行くかというところで選択がなかなか難しかったりとか、そのフォローもなかつたりする中で、園に情報がなかなか入ってこないということも難しいところもあります。</p> <p>それから預かり保育の中で、その子たちを少しは親が安心して見てほしいといつても、そこに対するフォローもなくて、かといってじゃあ保育所みたいに長ければいいかというと、人のかかわりの難しい子がずっと延々と園の中にいるというときのその子たちの難しさというのも感じたりすると、組織的、計画的にといったときに、園の中でどういうふうに入園ってきて卒園してどういうふうに小学校に向かっていくのかというのが語られないと、ただやりますといつてもなかなかその子たちが過ごしやすいような生活を保証するということは難しいのではないかと思っています。</p>	

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の改訂にみる今後の特別支援教育・障害児保育の在り方

回	開催日	発言内容など	出典
		<p>【浅田委員】 この特別支援教育、私の区も今年から始めたんですけども、とりあえず人の配置はできてきたんですが、実際ここにある個別指導計画、個別教育支援計画、これを小学校でも作成するのはなかなか難しい。私もこの辺の指導計画をどう策定したらいいかという具体的なアドバイスがなかなかできないところもあるので、やっぱりこれには本当に専門家の特別支援チームみたいな形のものがきちんと設けられて、各学校や各園に派遣されて指導と支援をやらないとなかなか難しいかなという感じがします。私はそういう幼児や子どもたちが学級の中で一緒に育っていくメリットというのはたくさんあると思いますので、先ほど塩先生も言ったように、先生方の研修と資質をどう高めていくかということも不可欠の問題になっているので、その辺もぜひやっていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>	
第10回 (第4期 第2回)	2007/8/27	<p>【田村委員】 認定こども園を東京都第1号の認可ということでやっている過程で、非常に感動的な経験をしたんです。 それは特別支援教育なんですね。つまりこども園の場合は、保育所的機能の部分で、障害を持っている子どもを受け入れることがある意味では義務づけられているわけです。やるとすごい効果があるんです。それまで、軽い知的障害があった子でしたから、母1人子1人で全く暗い表情で、反応も全くない子どもだったんですが、数カ月障害のない子どもと生活させたら、がらっと変わっているんです。びっくりするぐらい変わります。表情も出ているし、反応もあるし、僕なんかが行ってもニコニコとするようになってきている。 そういうのを見ていると、小田先生のご意見はよくわかるんですけども、幼稚園教育がほんとうにこの子たちをほっぽっておいてもいいのかなという実感を感じるんです。だから、どうしたらいいのかなというのあります。だから、答えを持っているわけではないんですけども、そういう経験を実は認定こども園ができることで、あちこちで現場の幼稚園の先生が体験するんだろうと思います。ですから、そういうことをどう考えるかということを、渡邊(英)委員がおっしゃっているのかなというふうにお聞きしていました。 はどうしたらいいかって言われても、今のところ答えはないんですけども、ただ、あまりにも効果を体験したものですから、預かってよかったなとつくづくと思いました。これが幼稚園だったら預かれなかったのではないかというふうにも思います。</p>	議事録 より
		<p>【田中(雅)委員】 私は京都の私立幼稚園ですが、京都の私立幼稚園は昭和30年代から障害のある方がずっと在園しておられます。30年代のときに車いすの方もおられましたし、それはこういう幼稚園の現状に対する認識の間違いだと私は思います。むしろ統合的な保育をすることによって子どもが育つんだということを発信し続けてきたのが幼稚園教育だと思います。 もう1つ、これは非常に大きな枠組みの問題になるんですが、公教育というものがどこに責任を持つのかということの議論ということが、どこかで整理されてなきやならないと思います。幼児教育の場合には、私立幼稚園が園児の80パーセントを担っているわけですが、その80パーセントは公教育として担っているわけです。だけど、それを支える財源というものは公教育という立場で出されているわけじゃないわけです。 ですから、本来、私学というものの選択がどこにあるのかということであれば、例えば義務教育の実態を見てもらったりわかりますように、全国の1パーセントということであれば、99パーセントが税金を中心とした運営をし、プライベートな運営というのは何なのかということの議論ができますが、80パーセントの運営の実態がありながら、それは全く自由な勝手な運営を行ってきたことのツケだと思います。 その中であったとしても、私立幼稚園または公立幼稚園の中でも、障害のある方をどれだけの費用負担でやろうと、地域の中にいる存在として受け入れてきたという長い歴史を認識していただきたいと思います。</p>	
		<p>【田村委員】 ありがとうございます。別に反論するわけじゃないんですけども、実際、1人受け入れると1人専任をつけなきやいけないんですね。それでやったんですが、私たちの地域の私立幼稚園の場合はそのことに耐えかねるということで、ほとんど受け入れてないのが実態なんです。そういうことでは済ませられないのではないかと思ったので、あえて発言したわけです。</p>	
		<p>【田中(雅)委員】 教育再生会議で門川教育長も京都から出ておりますが、京都の場合には今の特別支援教育、障害のある方に対する国の制度と、それに地方自治体としての資金を上乗せすることで、専任を置けるかどうかというのは別ですけれども、コアになる教育時間にはほぼパートの人を1人つけるということの体制自体を、工夫の中で行っているということもひとつ的事実である。 ただ、それは園全体の運営の中で何の方を受け入れるか、そしてその中にバランスをどういう形で持っていくのかということで、必ずしも1対1であるかどうかはわかりませんが、園長の判断の中で1対1が必要であるという方については1対1をつける。 こういうような運営の中で、それは私立の場合にはほかのすべての方の保育料はそこにも注ぎ込まれながら、でも地域の中でそのような形で統合的な保育を行うことのよさは周りの保護者の方もよく理解してくださいますし、そこで一緒に育った子どもたちは小学校に行っても非常にいい関係を保ちながら通学しているというのが私立幼稚園だと私は思っていますので、地域に密着した幼児教育の実態だと思います。</p>	

回	開催日	発言内容など	出典
		<p>【河邊委員】 おそらく今、ここにいる園の先生方で障害のあるお子さんを受け入れていて、四苦八苦しながら育てている人たちは今一瞬うつと思ったんだと思うんです、田村先生のご意見で、おそらく幼稚園教育要領をしっかり読み取って、一人一人の発達に応じた教育を展開していれば、それは認定こども園でなくても、幼稚園教育の中で十分育ち合っているんだと思うんですけれども、おそらく一部の私立幼稚園の中にあるような教育と言えないような、小学校の時間割りみたいに教師主導で生活をしているところでは、障害のあるお子さんだけでなく、障害のないお子さんも大変苦労して、先生の方針に沿うように生活を展開せざるを得ないんだと思うんです。 だから、先生が今おっしゃってくださったことは、実は障害のあるお子さんだけの問題ではなくて、日本の幼児教育はほんとうに百花繚乱でいろいろなので、すべての子どもにとってよりよい生活が展開できるように、今からつくる幼稚園教育要領がしっかりと根づいて実現されていくといいなどいうふうに、ちょっと話がずれますけれども、とても重要なことを指摘していただいたのではないかなどというふうに感じました。</p> <p>【渡邊（英）委員】 それから、うちでも障害のある子たちが結構いるんですけども、僕は保育所的な中に障害児がいることに対して結構危惧をしていて、お金がかかる出ない問題ではなくて、長時間いて、人とのかかわりが苦手な子たちが夕方の5時、6時ぐらいまでいると、ほんとうに不安定になっていく。4時間とか5時間の中とか、それでお母さんもそこに来てとかいう形の子たちのほうは、人とのかかわり方は上手になっていくかなと思ったりしています。 かといって、例えばそのお母さんたちがちょっとリフレッシュしたいといって、預かり保育のときに補助金が出なかったりというのもあったりするので、特別支援教育と垣根があったときいろいろな子たちがいていい。本来的には障害のある子もない子もということをみんなが認め合う。それは地域も大人も認め合うということも大事ですし、その延長線上にはほんとうは就労していくよう、就労していくといまいとということを考えても、そのことも認め合うような、ある意味では地域が幼稚園とか、僕はほんとうは認定こども園を中心でできてくるといいなと思っておりますけれども、そのことが明確にされるということを願っています。</p>	

※本表は、文部科学省HPで公開されている「議事録・配布資料」の資料から、國本が作成した (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/index.htm)。

※第1回～第8回の議事録は、文部科学省HPにおいて公開されていないため、翌回の配布資料より当該回の議事要旨から抜き出した。

※第2～3回は、障害のある子どもに関する意見が議事要旨からでは抽出できない。

※第7～8回は、当該回の翌回以降の配布資料において、議事要旨が資料として配布されていない。

1回より、約2年にわたり計10回の会議が設定されたが、各回の議論における障害のある子どもに関する発言を議事録等によりまとめたのが表3である¹⁴⁾。

第1回では、「障害児の問題は各幼稚園で抱えている大きな問題」という発言があり、幼稚園における障害のある子どもへの支援の在り方の検討が課題意識として挙げられた。しかし、深い議論としては、実質的な改訂に向けた議論を行う第4期の部会にあたる、第9回及び10回の2回分でしかうかがい知ることが出来ない。第9回では、幼稚園における特別支援教育について、資料をもとに各委員の議論が展開しているが、総じて旧要領の記述より詳しい内容を求めるものが多いと言える。特に、関連施設や専門家との連携の重要性に関する意見が多い(表3中の赤石委員・杉原委員・浅田委員の発言など)。また、個別の教育支援計画の作成に関しても、その必要性は認めつつも実際に幼稚園で作成することは容易で

はなく、計画策定の上で「専門家の特別支援チーム」のような支援の在り方についても述べられている(浅田委員発言)。このような第9回での意見は、新要領における「特別支援学校などの助言又は援助を活用」という文言や、個別の(教育)支援計画の作成を求める表現として、具体的にされていったのではないかと推測される。

第10回では、この回の配布資料1「幼稚園教育の現状と課題、改善の方向性(検討素案)(教育課程部会等の審議を踏まえて再整理したもの)」における、改善例の「その他」の項で「発達障害をはじめとして障害のある児童の早期支援が重要であることから、特別な支援を必要とする児童に対する指導の充実を図る」と、障害のある子どもに関する内容が1文だけ書き込まれている¹⁵⁾。しかし、実際の議論としては、幼稚園経営の観点から特別支援教育についての意見が交わされているに過ぎない。特に、私立園が公立園に比して重要な役割を果たしている実

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の改訂にみる今後の特別支援教育・障害児保育の在り方

資料1 第9回幼稚園教育専門部会配布資料より

特別支援教育専門部会における審議状況(幼稚園関係抜粋)

【特別支援教育専門部会(第10回)配付資料】

○特別支援教育の具体的な改善の方向(検討案素)

4 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある幼児児童生徒への指導を充実するため、次のような改善を図ることはどうか。

特別支援教育専門部会の報告(平成18年9月)	具体的な改善方策(案)
(1)特別支援学級及び通級による指導に係る教育課程について ① 小・中学校の特別支援学級や通級による指導は、小・中学校における教育の一形態であること。すべての教職員が十分認識し、その指導が学校全体で行われるようにするために、小・中学校の学習指導要領に、特別支援学級及び通級による指導に係る教育課程の編成の仕方等を明示する。 【教育課程部会における主な意見の概要】 ○学校は、限られた教員数の中で急増する通級対象者に対応するため、負担感がある。現段階で優先すべきことは、より専門性の高い指導を行うことか、あるいは通常の学級で指導するということか。 ○特別支援教育の充実方策に関して、教員の負担は増えるが子どもに対する十分な効果が期待できるか危惧している。これまで、障害児の教育においては、専任で相当な専門性と経験のある教員が、ねばり強く指導に当たって一定の成果を上げてきた。こうした要素も含め、指導の充実方策を検討いただきたい。	(1)特別支援学級及び通級による指導に係る教育課程について、次のような改善を図ることはどうか。 ① 小・中学校の学習指導要領や解説書等において、特別支援学級及び通級による指導に関する改善を図ることについて検討する。 ② 特別支援学級、通級による指導に係る特別の教育課程の編成に当たっては、例えば、特別支援学校学習指導要領に定める事項を取り入れた教育課程を編成することができるなど、教育課程の編成の仕方を明示する。 ③ 特別支援学級担任と通級による指導の担当教員と通常の学級の担任との連携に努めること。 ④ 学校内の支援体制を整備するとともに、学校全体で取り組むことを一層進める。 ⑤ 障害の特性等に応じて、例えば、ICT等の情報支援技術を積極的に活用するなど、個々の障害の状態等に応じて一層の効果的な指導を行う。 ⑥ 必要に応じて、個別の指導計画を作成すること。 ⑦ 必要に応じて、個別の指導計画を作成すること。 ⑧ 必要に応じて、個別の指導計画を作成すること。
(2)通常の学級における指導の充実について ① 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等に在籍するLD、ADHD等を含む障害のある幼児児童生徒について、通常の学級での指導においても、必要に応じて、特別支援学校や特別支援学級における指導方法を参考とした指導を行つようすることなどについて検討する。 【教育課程部会における主な意見の概要】 ○通常の学級の中で、障害のある子どもが教員・学校の支援を受けつつ、一緒に学習することは、障害のない子どもにとっても非常に重要である。しかし、支援策が講じられないまま授業を行うことは、子どもたち親にあって逆効果になっている。 ○特別支援教育の充実方策に関して、教員の負担は増えるが子どもに対する十分な効果が期待できるか危惧している。これまで、障害児の教育においては、専任で相当な専門性と経験のある教員が、ねばり強く指導に当たって一定の成果を上げてきた。こうした要素も含め、指導の充実方策を検討いただきたい。 ○小・中学校では特別支援コーディネーターを指名しているが、形骸化している学校もある。LD等が6.3パーセント在籍している現状において、コーディネーターを全校に配置するくらいの措置をしないと特別支援教育は進まない。 ○小・中学校的教員が最も困っているのは、LD等の判断であり、親の理解を得るのが難しい。68万人と推定されるLD等の子どもに対する人の支援が必要である。 ○将来のインクルーシブな教育や社会に向かって、大胆な定数措置が必要である。また、特別支援学校教員免許に一本化され、複数の障害を教育することが可能となるが、逆に教員減にならないよう定数をしつかり確保するべき。	(2)通常の学級における指導を充実するため、次のような改善を図ることはどうか。 ① 通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒に対し、必要に応じて、個別の指導計画を作成したり、個別の教育支援計画を策定したりすること、特別支援学校や特別支援学級における指導方法を参考とした指導を行つようすることなど、個々の障害に応じて必要な配慮が適切に行われるようになることを検討する。 ② 障害のない幼児児童生徒に対し、障害のある幼児児童生徒に対する理解を深めるなどの指導を充実することを検討する。
(3)幼稚教育及び後期中等教育段階における指導の充実について ① 早期からの適切な指導を実施することは、その後の教育を進めていく上で大きな効果が期待できることから、幼稚園段階における障害の状態に応じた指導の充実方策について検討する。 ② 後期中等教育段階において、障害のある生徒に対する適切な教育や必要な支援を行うことは重要な課題であることから、高等学校における障害の状態に応じた指導の充実方策について検討する。	(3)幼稚教育及び後期中等教育段階における指導を充実するため、次のような改善を図ることはどうか。 ① 発達障害をはじめとして障害の早期発見・早期支援が重要であることから、幼稚園段階における充実方策について、更に検討する。 ② 高等学校における障害の状態に応じた指導の充実方策について、制度面を含めて更に検討する。
(4)センターの機能を活用するための体制整備について ① 特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンターとしての機能を生かし、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請に応じて支援などを行うことは、幼児児童生徒のニーズに応じた教育を進めしていく上で、大きな効果が期待される。そのためには、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等においても、特別支援学校と協力して、障害のある幼児児童生徒への適切な指導及び必要な支援を行つ体制の整備に努める。	(4)特別支援学校のセンターの機能を活用するため、次のような改善を図ることはどうか。 ① 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、交流及び共同学習について検討する。 ② 特別支援学校のセンターの機能の活用を図ること、そのための校内体制の整備に努めること。 ③ 他の学校や関係機関との連携を図ることにより、障害のある幼児児童生徒に対して適切な指導ができるようにすること

5 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を一層推進するため、次のような改善を図ることはどうか。

特別支援教育専門部会の報告(平成18年9月)	具体的な改善方策(案)
① 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習については、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、組織的、計画的、継続的に実施するよう努めることを明確にする。 ② 幼児期から障害のある人たちと接することは、自然にノーマライゼーションの考え方を理解するのに有効であることから、早い段階からの交流及び共同学習の取組を進める。	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において、交流及び共同学習に係る次のような改善を図ることについて検討する。 ① 交流及び共同学習については、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を明確にする。 ② 障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒についての理解と認識を深めることが重要であることから、理解・認識を深めるための取組を進める。

態が委員発言から訴えられているのは、興味深いだろう。ただ、この点は新要領にどのような形で反映されたかは不明であり、今後の文部科学省による予算措置やモデル事業等をもって判断せざるを得ない。

以上のように、実質的な議論が求められた第9～10回の議事録を検証したが、前章で述べた新旧要領の比較で見られた違いに通じる議論は、第9回の部分である。しかし、それもごく一部のものであり、専門部会においては深く検討されたものではないことが理解できる。

では、実際の新要領での新たな記述等はどこから生じてきたものなのであろうか。資料1は、第9回の配布資料20「特別支援教育専門部会における審議状況（幼稚園関係抜粋）」である¹⁶⁾。これは、同じ中央教育審議会教育課程部会の特別支援教育専門部会における、特別支援教育に関する審議のまとめから幼稚園に関する意見を抜粋した形である。先に述べたように、新要領で共同学習の視点が登場しているが、この点は幼稚園教育専門部会における議論というより、資料1から特別支援教育専門部会の提案が作用しているものと推察できる。ただ、特別支援教育コーディネーターの指名や、園内支援体制の構築などは新要領本文ではなく、解説書で補足する形で盛り込まれていることが分かる。

以上のように、幼稚園教育要領の改訂作業においては、幼稚園教育専門部会での議論とともに、特別支援教育専門部会における意見も踏まえながら新要領が作成されたことが考えられる。しかし、特別支援教育専門部会から挙げられた様々な提案は、新要領本文ではなく解説書に委ねられており、新要領と解説書を一体で読みこなさなければ、幼稚園における特別支援教育の本意を理解することは容易ではない。

(2) 厚生労働省「保育所保育指針」改訂に関する検討会での意見

新指針の改訂に向けて、厚生労働省に「保育所保育指針」改訂に関する検討会が設けられ、2006年12月6日の第1回会議から検討が重ねられた。16回の

定例会と1回の臨時会を合わせた計17回の会議において交わされた、障害のある子どもの保育に関する意見を議事要旨からまとめたものが表4である¹⁷⁾。あくまで議事要旨であるため、実際の議論の深みについてには慎重に検討しなければならないが、これをもとに検討会での経過を見てみよう。

第1回では発達障害の問題が、他の多様なニーズを抱える子どもの事柄とともに挙げられている。続く第2回においては、虐待と合わせて障害児保育の対応の問題が挙げられ、「どこの機関とどのように連携したらよいのか整理する必要がある」とされた程度で、深い議論には至っていないことが分かる。

第8回の議事要旨をみると特別支援教育の事柄が触れられているが、この回は文部科学省で進行中の幼稚園教育要領の改訂状況を、幼児教育課専門官が本回で行ったことによるものである。議事要旨における「特別支援教育」の語はこの第8回のみであり、検討会が特別支援教育の事柄について積極的に論じた姿を読み取ることはできない。

障害のある子どもの保育が記された新指針第4章を検討した第11回は、指針の障害児保育の記述と「個別支援計画」の関連性についても触れられた。結果として、「個別支援計画」という固有の表現は避け、「支援のための計画を個別に作成する」と新要領と同じ表記の仕方となった。その意図については読み取ることはできないが、先に述べたように新指針の解説書では個別支援計画の作成の必要性にも触れつつも、「個別の指導計画」を「クラス等の指導計画」と関連付けて作成することを強く求めている。また、解説書の当該箇所の表題を「【個別の指導計画と支援計画】」とはするものの、指導計画と支援計画の相互の関連付けは論じられず、各々の事柄を述べているに過ぎない。この点は、別の「第6章 保護者に対する支援」において、「幼稚園、小学校との連携に当たっては、学校教育における個別支援計画の策定とも関連することに留意することが必要」と補足的に述べてはいる。しかし、これでは保育所における個別の指導計画と個別支援計画の相関性は無い

表4 厚生労働省「保育所保育指針」改定に関する検討会における「障害児」に関する発言

回	開催日	発言要旨	出典
第1回	2006/12/6	○体調不良児の保育の日常化、慢性疾患・難病・発達障害・低出生体重児の利用が増えている中、福祉的・医学的な連携の在り方、医療行為の在り方、健康診断の地域格差の問題について考えていく必要がある。	第2回配布資料より
		○発達障害の子どもがとても増えているが、保育所の保育が悪いと言われるようなこともあり、保育士の（精神的な）ゆとりがなくなっている。	
第2回	2007/1/10	○虐待や障害児保育の対応はある程度できているが、どこの機関とどのように連携したらよいのか整理する必要がある。	第5回配布資料より
第3回	2007/1/25	なし（保育関係団体からの意見聴取の回）	
第4回	2007/1/26	なし（有識者からの意見聴取の回）	
第5回	2007/2/19	なし	
第6回	2007/3/27	なし	
第7回	2007/4/23	なし	
第8回	2007/5/9	○特別支援教育が本年度からスタートする中で、このことに関連して何か幼稚園の方での検討があるのか。 ↓ ○ <u>特別支援教育</u> については今、こういう形と示せるものはないが、念頭には置いて検討を進めていく。 (文科省幼児教育課専門官の説明に対するやりとりから)	第9回配布資料より
第9回	2007/5/23	なし	
第10回	2007/6/4	なし	
第11回	2007/6/25	○保育所をめぐる変化の中で特に盛り込まれる事項として、発達の連続性に考慮した小学校との連携の在り方や、 <u>障害のある子どもへの支援</u> の在り方、また、保育の質の確保・向上に必須である「評価」についてなどがあり、重要である。 ○「3) 障害のある子どもの保育」については、個別支援計画との関連性等の中で、さらにどのようなことが必要かの検討が求められる。	第12回配布資料より
第12回	2007/7/13	なし	
第13回	2007/7/31	?	
第14回	2007/8/23	?（保育関係団体からの意見聴取の回）	
臨時会	2007/10/30	?	
第15回	2007/12/21	?	
第16回	2008/3/17	?	

*本表は、厚生労働省HPで公開されている「議事要旨」の資料から、國本が作成した(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other.html#koyou>)。

*本会議は議事録の形ではなく「主な意見」という形で、当該回の翌回以降に配布資料として公開されている。

*第13回以降の議事要旨は、翌回以降に資料として配布されていない。

ような論じ方であり、実践的観点からすれば、疑問

符が付く可能性が高い。

以上のことから、新指針の検討にあたっては、幼稚園教育要領との横並びや、進行中の特別支援教育との関連付けに対して意識的ではないことがうかがえる。特別支援教育をめぐる昨今の状況から言えば、特別支援学校からの保育所に対する支援や連携も求められており¹⁸⁾、例えば新指針・解説書を通じて「特別支援学校」の語が登場しないことは、理想とは裏腹に省庁間の連携の弱さを露呈したこととも捉えられよう。

3. 論点の整理

(1) 改訂により原理転換は見いだせるか

新要領・新指針とも、「障害のある子ども」を対象とした内容であることは言うまでもないが、「個々の児童の障害の状態などに応じた」(新要領)とか「子どもの状況に応じた」(新指針)という表現が登場している。この点は、特別ニーズ教育の観点から言えば、教育や保育の「ニーズ」に応じるという明確な表現ではないため、障害や子どもの状況に応ずる

というより、障害や子どもの状況から発生する固有のニーズをどのように捉え、それに応じた教育や保育を実施するかが問われなければならない。つまり、新要領・新指針とともに「障害」そのものに固執しており、今般の改訂で大きな原理転換まで踏み込んだとは評価できないだろう。

例えば、国の教育振興基本計画（2008年7月1日）では、「第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」において、障害のある子どもの特別支援教育に加えて外国人児童生徒等の教育を「特別なニーズに対応した教育」と位置付けている。この間、特別支援教育そのものが特別ニーズ教育には至らなかったが、障害のある子ども以外の対象を包含した「特別なニーズに対応した教育」の概念が採用されたことは、「すべての子ども」がその対象として含まれてはいないものの評価に値し、今後の発展に期待が寄せられるところである。

新指針では「保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援」についても触れられているが、国の今後の方向性を踏まえれば、障害に加えて他の様々な要因により支援の必要性がある子どもへの保育を、「特別ニーズ保育」として再構築化することも一案であろう。このような発想による原理転換は、次の改訂まで待たなければならないのか、途中段階で軌道修正を図るのか、今後注目される点になろう。

(2) 実践現場の実態はどこまで考慮されたか

障害のある子どもの教育・保育において、昨今話題となっているのが発達障害を中心とした子どもの事柄である。新要領・新指針の検討過程においてもその点は触れられているが、実際のところ、乳幼児期の段階では明確に診断を有さない子どもへの対応に苦慮していることが多い。新指針では、保護者に対する支援において、障害に加えて「発達上の課題が見られる場合」という表現が用いられたが、解説書では発達障害の疑いがある子どもを想定した対応までは詳しく述べられていない。あくまで、今は実践を積み上げていく段階であるとするならば、それ

に配慮した内容が見られても不思議ではないだろう。

加えて、地域によっては幼児期の機関として幼稚園が中心となっている場所もあれば、保育所がその中心の役割を担っている場所もある。鳥取県の場合、幼稚園に比べて保育所の果たす役割が重要という認識から、鳥取県教育審議会で審議された「鳥取県における今後の特別支援教育について」において、「幼稚園（保育所）における特別支援教育」と題した施策の方向性を提示した¹⁹⁾。国が求める幼稚園での特別支援教育の体制づくりを、保育所においても求めしていく姿勢を示しており、地域の実態に応じた在り方としても妥当なものである。幼稚園・保育所を問わず、特別支援教育の理念を具体化していくための努力が、国を超えて各自治体レベルでどこまで広がっていくか注目されるところである。

おわりに

今般の幼稚園教育要領・保育所保育指針の改訂において、今後の特別支援教育や障害児保育の在り方については、制度上の施策や進められている実践の様子から見ても不十分な点が多いことが確認された。肝心なことは、新要領や新指針で触れられたことが全てではなく、触れられていない事柄をいかに意図的に汲みいれて行くことが重要となる。障害のある子どもの支援において「乳幼児期から一貫した」体制づくりが必要になっているが、先を見据えて取り組むことの意義を認識し、日々の実践ではより豊かな発想の下で展開していくことが、大きく問われているものと言えるだろう。

注

1) 「保育所保育指針」は1965年の制定以来3度目の改訂だが、従来は局長通知として発されたガイドラインであり、今回初めて大臣告示という形を採ることとなった。

2) 文部科学省初等中等教育局長「特別支援教育の推進について（通知）」（19文科初第125号、2007

- 年4月1日付)の冒頭で、「文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています」と記している。
- 3) 「個別の(教育)支援計画」は、2002年12月に策定された国の障害者基本計画で示された「一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画」である。教育現場で作成される場合は「個別の教育支援計画」、他分野で作成される場合は「個別の支援計画」と表現する。
- 4) 文部科学省「幼稚園教育要領解説」2008年7月、p. 192.
- 5) 無藤隆「幼稚園教育要領改訂のポイント」ミネルヴァ書房編集部編『保育所保育指針 幼稚園教育要領 解説とポイント』ミネルヴァ書房、2008年、p. 269.
- 6) 例えば、文部科学省「特別支援教育」パンフレット、2007年。
- 7)同じことは、新要領と同時に告示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領においても言える。
- 8) 「交流及び共同学習ガイド」については、文部科学省HPでも確認できる(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm)。また、小学校・中学校学習指導要領での記述は、いずれも「第1章総則」の「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」で確認できる。
- 9) 前掲4), pp. 192~193.
- 10) 例えば、1978年6月の「保育所における障害児の受入れについて」通知では、保育所における障害児の受入れ人数について「それぞれの保育所において障害児と健常児との集団保育が適切に実施できる範囲内の人数」とした。また、2003年3月の「保育対策等促進事業の実施について」通知で障害児保育は「障害児保育円滑化事業」と改まり、その対象は「保育に欠ける障害児」で「集団保育が可能で日々通所でき」る特別児童扶養手当の支給対象児童とされている。
- 11) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課「保育所保育指針解説書」2008年3月(厚生労働省編『保育所保育指針解説書』フレーベル館、2008年、p. 141所収)。
- 12) 同上書、p. 190.
- 13) 前掲11)の解説書において、「交流」の語は目次・章タイトルやコラムなども含めて39回登場する。しかし、その大半は保育所と小・中学校、保護者同士、地域社会との交流を指し示している。
- 14) 文部科学省のHPで公開されている議事録や配布資料をもとにして、表3を作成した。第1~8回までの議事録が、本稿執筆時点(2008年9月)で公開されていないため、発言の一つひとつを辿ることは第9~10回においてのみ行える。
- 15) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会幼稚園教育専門部会(第10回、2007年8月27日)配付資料「幼稚園教育の現状と課題、改善の方向性(検討素案)(教育課程部会等の審議を踏まえて再整理したもの)」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/026/07083001/001.htm
- 16) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会特別支援教育専門部会(第10回、2007年1月12日)配付資料「特別支援教育専門部会における審議状況(幼稚園関係抜粋)」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/026/07072701/006.htm
- 17) 本稿執筆時点(2008年9月)に厚生労働省のHPで公開されているのは議事要旨であり、各回の「主な意見」という形でまとめられている(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#j-hoikuj>)。
- 18) 前掲2).
- 19) 鳥取県教育審議会学校等教育分科会特別支援教育特別部会「鳥取県における今後の特別支援教育について~障害のある児童生徒一人一人の自立に向けた支援の充実のために~(答申案中間まとめ)」2008年6月。